

上海市国家稅務總局 上海市地方稅務局
企業再編業務における企業所得稅特殊性稅務處理業務を
実行することについての實施意見
上海における特殊性稅務處理業務の手續き明確化へ

中国トランザクションバンキング部

上海市国家稅務總局、上海市地方稅務局は2015年10月9日付で「企業再編業務における企業所得稅特殊性稅務處理業務を実行することについての實施意見」(沪国税函[2015]24号、以下略称24号意見)を公布しました。24号意見は、2015年6月の国家稅務總局「企業再編業務における企業所得稅徵收管理の若干問題に関する公告」によって事前備案(届出)から事後管理となったことを受けて、上海における特殊性稅務處理を円滑に遂行するために、稅務機構・納稅者それぞれのより細かな實施要領を定めています。

1. 本實施意見公布の背景・経緯

特殊性稅務處理とは、中国において企業再編が行われる際、一定の要件を満たすことで簿価ベースでの資産讓渡と資産讓渡益に対する課稅の繰延が認められるものです。企業再編の促進を目的に、中国政府は規制緩和と事後管理の強化、手續の明確化を進めており、近年来、関連通達が公布されています。また、事後管理への移行は、中国政府が推し進める行政制度改革とも平仄の合うものです。

【図表1: 特殊性稅務處理の関連通達(一部抜粋)】

公布年	通達名	内容
2009年	財政部、稅務總局「企業再編業務における企業所得稅處理の若干問題に関する通知」(財稅[2009]59号、以下略称「59号通知」)	✓ 一定の条件下で簿価ベースでの再編と資産讓渡益に対する納稅の繰延(特殊性稅務處理)を認めた
2010年	稅務總局「企業再編業務における企業所得稅管理弁法」(国家稅務總局公告2010年第4号、以下略称「4号弁法」)	✓ 一般性、特殊性それぞれの稅務處理の具体的な手續を規定。また特殊性稅務處理に対する稅務機關への確認申請を規定
2013年	稅務總局「非居住者企業の株式讓渡に係る特殊性稅務處理適用に関する問題に関する公告」(国家稅務總局公告2013年第72号) ¹	✓ 特殊性稅務處理を適用する手續を明確化し、批准制から備案(届出)制に変更し、備案にかかる時間を明確にした
2014年	國務院「企業再編市場環境の更なる最適化に関する意見」(国發[2014]14号)	✓ 各政府部門に関連政策改善を求め、企業再編に係る所得稅政策を整備
	財政部、稅務總局「企業再編に関連する企業所得稅處理問題の促進に関する通知」(財稅[2014]109号)、「非貨幣性資産投資の企業所得稅政策問題に関する通知」(財稅[2014]116号) ²	✓ 「109号通知」: 特殊性稅務處理の適用条件である買収対象持分比率を被買収企業全体持分の75%以上から50%以上へ緩和 ✓ 「116号通知」: 非貨幣性資産で投資した場合の企業所得稅の優遇措置を規定

¹ 詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター81期 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/313122501.pdf> をご参照下さい。

² 詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター123期 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315020402.pdf> をご参照下さい。

2015年	国务院「非行政许可审查事项を取消すことに関する決定」(国発[2015]27号、以下略称「27号決定」)	✓ 49項目の非行政许可审查事项を取消。その中の一項目として「企業の特殊性税務処理規定条件に合致する業務の許可」を取消
2015年	税務総局「企業再編業務における企業所得税徴収管理の若干問題に関する公告」(国家税務総局公告2015年第48号、以下略称「48号公告」) ³	✓ 特殊性税務処理の申告と事後管理を改定 ✓ 特殊性税務処理の適用を事前備案から年度申告に変更 ✓ 申告資料の明確化
2015年	本件24号意見	✓ 上海における企業再編における特殊性税務処理の実施手続を規定

2. 24号意見の内容

本意見にて定められている内容は下記の通りとなります。

(1)適用範囲

再編当事者のどちらか一方が上海に居住する企業であること。

再編業務には、債務再編、持分買付、資産買付、合併、分割、上海の企業の非居住者企業への直接投資を含む。特殊性税務処理適用可否に対する要件は不変。

(2)受理要求

税務機関は、法定形式を満たし必要な情報が全て記載されていれば、受理する必要がある。

(3)事後管理要求

①市局、分局ともに専門チームを創設し、市局は分局の評価、審査、事実確認業務を管轄。分局は審査、事実確認業務の計画策定、実施を担当し、分局の専門チームは5年の周期内に逐次評価の展開と審査・事実確認を行う。企業が移転・抹消登記を行う際は、それ以前の調査実施を要求。

②税務分局は管理台帳を設置し、企業による申告との比較照合を行うよう要求。

③特殊性税務処理の要件を満たさず処理を行ってしまった等の問題を発見した場合、追徴、延滞金を要求することを明記。

④リスクのある企業に対する実地方式での調査を要求。調査方法については別途規定。調査資料は再編完了後10年間の保存を要求。

⑤税務機関に対して企業再編業務に関する統計処理を要求。毎年7月末までに統計を報告、8月末までに次年度調査計画の提出を要求。

3. 企業への影響

2015年6月に公布された48号通達で、事前備案の廃止等緩和が進み、本件で一部手続き・管理方法が明確となったことから、特殊性税務処理の運用は行いやすくなっています。一方で事後検査は強化される方向にあり、追徴・延滞金の徴収も明記されていることから、適用要件などの確認には十分な留意が必要となります。特殊性税務処理の適用可否や実務面は不透明な部分もあり、引続き税務当局の動向を注視する必要があります。適用の際には、税務局、税理士・公認会計士などの専門家への相談をお勧めします。

以上

³詳細は、BTMU(China)実務・制度ニュースレター145期 <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/315090901.pdf> をご参照下さい。

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>上海市国家税务局 上海市地方税务局 关于落实企业重组业务企业所得税特殊性税务处理工作的实施意见 沪国税函〔2015〕24号</p> <p>各区县税务局，市税务三分局、自贸区税务分局：</p> <p>根据《中华人民共和国企业所得税法》及其实施条例、《财政部国家税务总局关于企业重组业务企业所得税处理若干问题的通知》（财税〔2009〕59号）、《财政部 国家税务总局关于促进企业重组有关企业所得税处理问题的通知》（财税〔2014〕109号）、《国家税务总局关于发布〈企业重组业务企业所得税管理办法〉的公告》（国家税务总局公告2010年第4号）、《国家税务总局关于企业重组业务企业所得税征收管理若干问题的公告》（国家税务总局公告2015年第48号）等有关规定，为做好本市企业重组业务特殊性税务处理工作，结合本市实际，提出如下实施意见，请按照执行。</p> <p>一、适用范围</p> <p>本《实施意见》适用于重组当事各方中至少有一方是本市居民企业（以下简称“企业”）、符合企业所得税特殊性税务处理条件且选择特殊性税务处理的企业重组业务。企业重组业务包括债务重组、股权收购、资产收购、合并、分立以及本市居民企业向其直接控股的非居民企业投资。</p> <p>二、受理要求</p> <p>税务机关对企业报送的《企业重组所得税特殊性税务处理报告表及附表》和申报资料（详见附件1）符合法定形式，信息填写齐全，且报送资料齐全的，税务机关在规定时间内予以受理，并在企业报送的《企业重组所得税特殊性税务处理报告表》上加盖税务机关受理章后发放《告知书》（详见附件2）。对受理申报过程</p>	<p>上海市国家税務総局 上海市地方税務局 企業再編業務における企業所得税特殊性税務処理業務を実行することについての実施意見 沪国税函〔2015〕24号</p> <p>各区県税務局、市税務三分局、自貿区税務分局</p> <p>『中華人民共和国企業所得税法』およびその実施条例、『財政部、国家税務総局 企業再編業務における企業所得税処理の若干の問題についての通知』（财税〔2009〕59号）、『財政部 国家税務総局 企業再編に関連する企業所得税処理の問題についての通知』（财税〔2014〕109号）、『国家税務総局〈企業再編業務企業所得税管理弁法〉を公布することについての公告』（国家税務総局公告2010年第4号）、『国家税務総局 企業再編業務企業所得税徴収管理の若干の問題に関する公告』（国家税務総局公告2015年第48号）等の関連規定に基づき、本市の企業再編業務の特殊性税務処理業務を適切に行うため、本市の実態に合わせ、以下の通り実施意見を提出する。これに基づいて執行すること。</p> <p>一、適用する範囲</p> <p>本『実施意見』は再編当事者のうち少なくとも一方が本市居住者企業（以下略称“企業”）であり、企業所得税特殊性税務処理の条件に合致し、かつ特殊性税務処理の企業再編業務を選択した企業に適用する。企業再編業務は、債務再編、持分買収、資産買収、合併、分割および本市居住者企業が直接その株式を保有する非居住者企業にむけて投資することを含む。</p> <p>二、受理要求</p> <p>税務機関は企業が報告送付した『企業再編所得税特殊性税務処理報告表及付属表』と申告資料（詳しくは付属資料1ご参照）に対して、法定形式に合致し、情報が全て整って入力され、かつ全ての資料を整えて報告送付している場合、税務機関は規定時間内に受理し、あわせて企業が報告送付した『企業再編所得税特殊性税務処理報告表』上に税務機関の受理章を押印後、『告知書』を発行する（詳しくは付属資料2ご参</p>

中发现企业重组业务报送资料不齐全，应不予受理。

三、后续管理要求

(一) 建立专业团队

市局建立企业所得税重组业务管理专业团队，负责协调各分局之间的企业重组业务评估、审查、核实工作。

各税务分局应建立一支由企业所得税业务能力强、实践经验丰富的人员组成的企业重组业务所得税管理专业团队。各分局所得税管理部门每年制定审查、核实计划，并集中专业团队人员予以实施，确保在不超过5年的工作周期内有计划地对采用重组业务所得税特殊性税务处理的企业（对跨区域重组业务由重组主导方企业主管税务机关牵头）开展逐户评估、审查或核实工作，对企业迁移或注销的，应在迁移或注销前进行核查。

(二) 设立台账

各税务分局应建立债务重组所得、非居民企业投资所得台账（台账格式详见附件3、4），对企业每年申报的债务重组所得、非居民企业投资所得与台账进行比对，做好持续跟踪管理工作。

(三) 日常管理工作

税务机关在对企业特殊性税务处理时确定的重组资产（股权）计税基础与转让或处置时的计税基础及相关年度纳税申报表比对时，发现问题时，应依法进行调整。

税务机关发现企业重组业务已采用特殊性税务处理但不符合税法规定的特殊性税务处理条件、企业重组后的连续12个月内改变了重组资产原来的实质性经营活动或取得股权支付的原主要股东在重组后连续12个月内转让所取得的股权等问题的，应及时要求企业依法进行纳

照)。受理申告過程の中で、企業再編業務報告送付資料が完全でないことを発見した場合、受理しない。

三、事後管理要求

(一) 專業団体の形成

市局は企業所得税再編業務管理專業チームを立ち上げ、各分局間の企業再編業務の評価、審査、事実確認業務の協調に責任を負う。

各税務分局は企業所得税業務能力が優れており、実践経験が豊富な人員によって組成した企業再編業務所得税管理專業チームを立ち上げなければならない。各分局の所得税管理部門は毎年審査、事実確認計画を制定し、あわせて集中した專業團隊人員は、5年の業務周期内を超過しないことを確保し、特殊性税務処理を用いた企業再編の計画をもつ企業（区域を跨いだ再編業務は再編主導側の主管税務機関が率先する）に対して、逐次評価の展開、審査あるいは事実確認業務を実施する。企業が移転あるいは抹消登記をする場合、移転あるいは抹消登記前に調査を実行しなければならない。

(二) 台帳の設立

各税務分局は債務再編所得、非居住者企業投資所得台帳（台帳フォーマットの詳細は付属資料3、4ご参照）を形成し、企業が毎年申告する債務再編所得、非居住者企業投資所得と台帳の比較照合を実行し、持続的にトレース管理業務を適切に行わなければならない。

(三) 日常管理業務

税務機関は企業が特殊性税務処理時に確定した再編資産（持分）税金計算基礎と譲渡あるいは処置時の税金計算基礎、および関連する年度の納税申告表を比較照合した際、問題を発見した場合、法に則って調整を実行しなければならない。

税務機関は企業が再編業務において既に特殊性税務処理を採用したものの、税法規定の特殊性税務処理条件に合致しないことを発見し、企業再編後連続する12ヶ月内に再編資産の本来の実質的な経営活動が変化する、あるいは取得する持分支払いの本来の主要株主が再編後連続する12ヶ月内に取得した持分を譲渡する等の問題が発生した場合、遅滞無く企業

税调整，并按《中华人民共和国税收征收管理法》（以下简称“征管法”）相关规定追缴企业所得税税款及滞纳金。发现属于已注销的被合并（或分立）企业存在企业所得税纳税调整问题的，则要求由合并企业或分立后存续的企业依法承担相关企业所得税纳税义务。

（四）核查管理工作

税务机关应依托信息化手段、税收征管基础数据、纳税申报数据、第三方涉税信息等，对采用所得税特殊性税务处理的企业开展风险核查。对存在风险点的企业，应当采取实地方式审查、核实。具体审查、核实工作指引，由市局另行制定。

各级税务机关对企业进行实地核查时，应当指派2名以上专业团队人员按照规定程序进行实地核查，对企业保存的备查资料（详见附件5）进行核对，按照《征管法》的规定，备查资料应至少保存至重组年度结束后的十年。核查须撰写核查报告，同时将审查、核实结果逐户录入企业重组管理系统。企业同时有多个重组项目需实地核查的，各专业团队应协调一致，实行一次进户核查。

（五）统计工作

税务机关应对每年适用特殊性税务处理的企业重组做好统计和相关资料的归档工作；各税务分局应于每年7月底前将企业重组业务所得税特殊性税务处理征管情况报告及《企业重组所得税特殊性税务处理统计表》（详见附件6）上报市局（所得税处）；各税务分局对下一年度核查计划、本年度核查情况及《企业重组所得税特殊性税务处理税务评估核查情况统计表》（详见附件7）在次年8月底前上报市局（所得税处）。

四、其他事项

本《实施意见》适用于2015年度及以后年度企

法に則った納税調整を要求しなければならない。あわせて『中華人民共和國稅收徵收管理法』（以下略稱“徵管法”）關連規定に基づいて、企業所得稅および滯納金を追徵する。既に抹消登記された（あるいは分割された）の企業所得稅納稅調整問題を発見した場合、合併企業あるいは分割後存続した企業が法に則って關連する企業所得稅納稅義務を引き受ける。

（四）調査管理業務

稅務機關は情報化手段を用いて、稅收徵稅管理基礎データ、納稅申告データ、第三者稅務關連情報等、所得稅特殊性稅務處理を採用した企業に対して、リスク調査を展開しなければならない。リスクのある企業に対して、實地方式で審査、事實確認を行わなければならない。具体的な審査、事實確認業務の手引きは市局によって別途制定する。

各級稅務機關は企業に対して實地調査を行う際、2名以上の專業チームの人員を派遣し、フロー規定に基づいて、實地調査を實行する。検査に備える為に企業が保存した資料（詳細は付屬資料5ご参照）に対して照合を實施する。『徵稅管理法』の規定に基づいて、検査に備える為の資料は少なくとも再編完了後10年は保存しなければならない。調査は、調査報告書を書かなければならず、同時に事實確認結果は逐次企業再編管理システムに登録される。企業が同時に多くの再編プロジェクトを抱えており、實地調査を必要とする場合、各專業チームは協調一致し、一度のオンサイト調査を實施しなければならない。

（五）統計業務

稅務機關は特殊性稅務處理を適用した企業再編に対して毎年適切に統計と關連資料の整理保存業務を行わなければならない。各稅務分局は毎年7月末前に企業再編業務所得稅特殊性稅務處理徵稅管理狀況報告および『企業再編所得稅特殊性稅務處理統計表』（詳細は付屬資料6ご参照）で市局（所得稅部門）に報告しなければならない。各稅務分局は次年度調査計画、本年度調査狀況および『企業再編所得稅特殊性稅務處理稅務評估調査狀況統計表』（詳細は付屬資料7ご参照）で翌年の8月末前に市局（所得稅部門）に報告する。

四、その他事項

本『實施意見』は2015年度および以降の年度の企業所得稅

<p>業所得税汇算清缴。《上海市国家税务局上海市地方税务局关于印发《上海市企业重组业务企业所得税特殊性税务处理备案事项操作规程(试行)》的通知》(沪国税所〔2010〕157号)同时废止。</p> <p>附件： 1. 上海市企业重组业务企业所得税特殊性税务处理申报事项操作规程 2. 告知书 3. 企业债务重组特殊性税务处理递延纳税台账 4. 对非居民企业投资特殊性税务处理递延纳税台账 5. 上海市企业重组业务所得税特殊性税务处理备查资料 6. 企业重组所得税特殊性税务处理统计表 7. 企业重组所得税特殊性税务处理税务评估核查情况统计表 8. 上海市企业重组所得税特殊性税务处理报告表及附表 9. 企业重组业务所得税特殊性税务处理承诺书(样式)</p> <p style="text-align: right;">上海市国家税务局 上海市地方税务局</p> <p>2015年9月29日</p>	<p>集計納税に適用する。『上海市国家税务局上海市地方税务局「上海市企業再編業務企業所得税特殊性稅務處理備案事項操作規程(試行)」を公布することについての通知』(沪国税所[2010]157号)は同時に廃止する。</p> <p>付属資料： 1. 上海市企業再編業務企業所得税特殊性稅務處理報告事項操作規定 2. 告知書 3. 企業債務再編特殊性稅務處理繰延納稅台帳 4. 非居住者企業投資に対する特殊性稅務處理繰延納稅台帳 5. 上海市企業再編業務所得税特殊性稅務處理調査資料 6. 企業再編所得税特殊性稅務處理統計表 7. 企業再編所得税特殊性稅務處理稅務評価審査狀況統計表 8. 上海市企業再編所得税特殊性稅務處理報告表および付表 9. 企業再編業務所得税特殊性稅務處理承諾書(様式)</p> <p style="text-align: right;">上海市国家税务局 上海市地方税务局</p> <p>2015年9月29日</p>
--	--

【日本語参考訳：三菱東京UFJ銀行（中国） 中国トランザクションバンキング部】

- ☞ 弊行が行った日本語参考訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる手続きの案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてはお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司 中国トランザクションバンキング部 中国ビジネスソリューション室